

3. 緊急輸送道路の概要

○概要

(緊急輸送道路)

東京都地域防災計画に定める、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路

(特定緊急輸送道路)

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例第7条に基づき、緊急輸送道路のうち特に沿道建築物の耐震化を図る必要がある道路として指定した道路

(一般緊急輸送道路)

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例第2条第1号に基づく緊急輸送道路のうち特定緊急輸送道路以外のもの

3. 緊急輸送道路の機能確保

緊急輸送道路の機能確保の方針と取組

○特定緊急輸送道路

- ・区市町村等と連携し沿道建築物の補強設計や耐震改修等を重点的に促進



平成31年度までに沿道建築物を90%耐震化
特に倒壊の危険性が高い建築物（Is値0.3未満）の解消



平成37年度までに沿道建築物を100%耐震化

○一般緊急輸送道路

- ・市区町村と連携し、沿道建築物所有者への働きかけや、耐震診断・耐震改修への支援、法令に基づく指導や指示等により耐震化を促進



平成37年度までに沿道建築物を90%耐震化

※上記は東京都耐震改修促進計画に基づく目標

○その他の取組

- ・拡張整備が必要な緊急輸送道路について、整備を推進
- ・東京都無電柱化推進計画に基づき、都市防災機能の強化に寄与する路線について無電柱化を推進

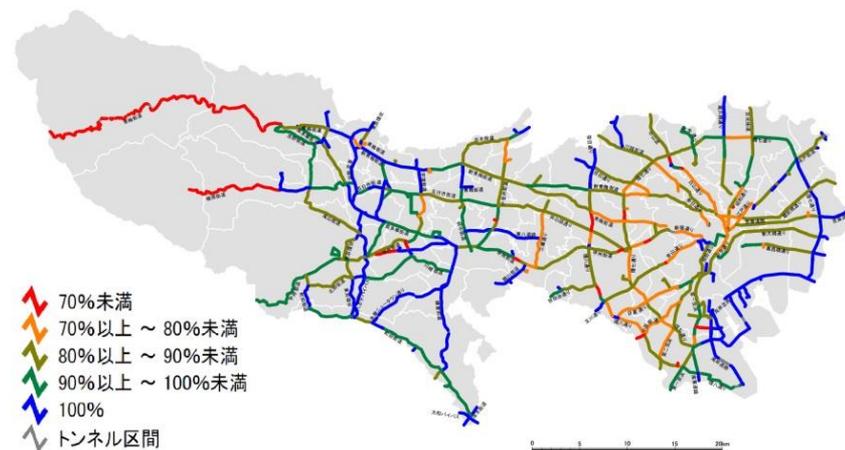
3. 緊急輸送道路の整備状況

○緊急輸送道路の機能確保の方針と取組

※上段：高速道路以外 下段：高速道路



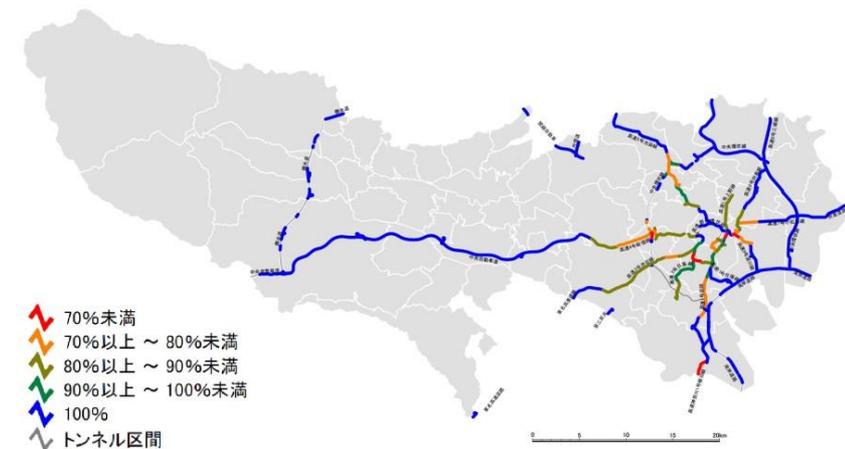
特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化状況(平成27年7月末時点)[高速道路以外]



特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化状況(平成29年12月末時点)[高速道路以外]



特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化状況(平成27年7月末時点)[高速道路]



特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化状況(平成29年12月末時点)[高速道路]

※特定緊急輸送道路の沿道建築物耐震化率

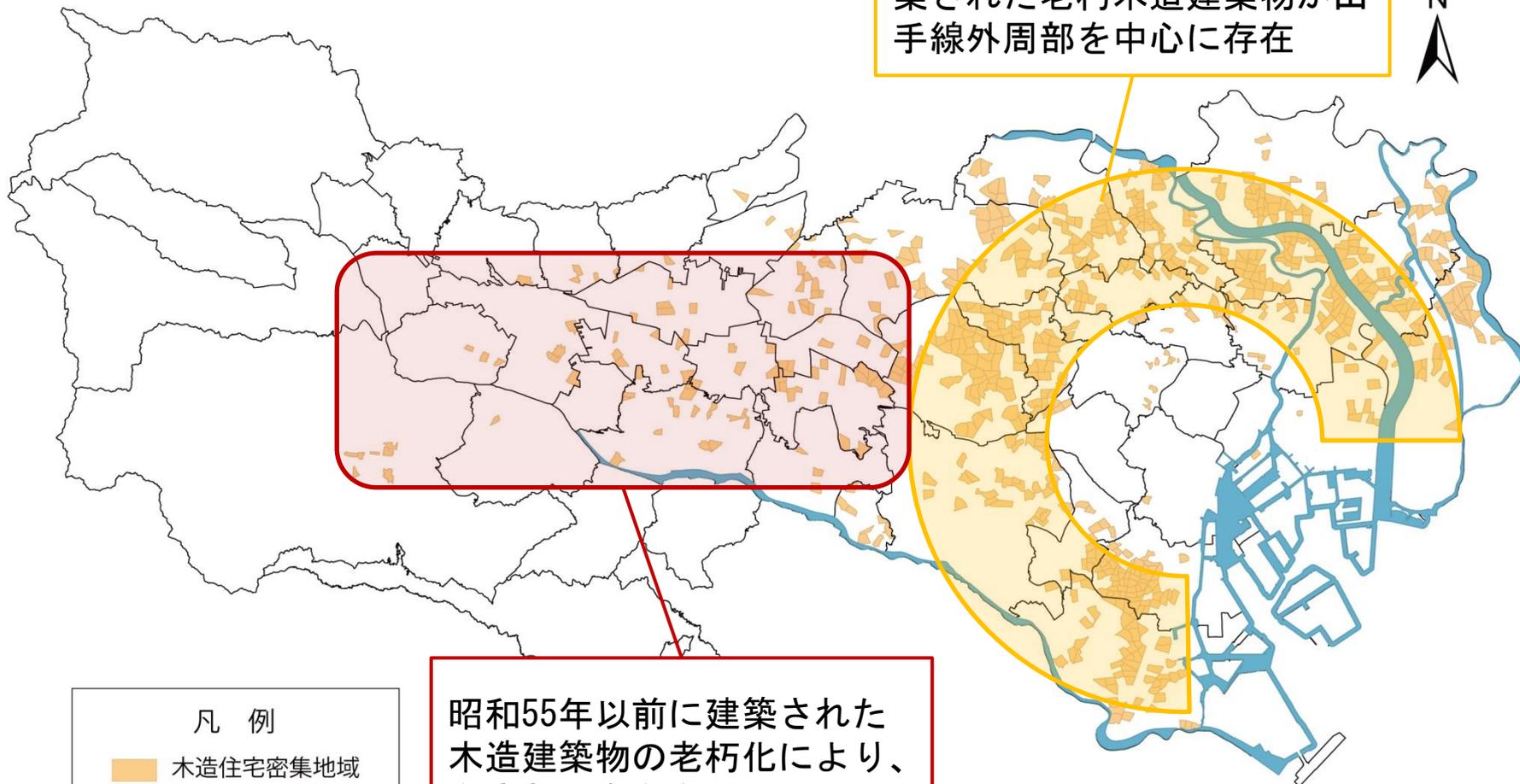
80.9%
(平成27年12月)

83.8%
(平成29年12月)

4. 木造住宅密集地域の概要

木造住宅密集地域（約13,000ha）

高度経済成長期に高密度に建築された老朽木造建築物が山手線外周部を中心に存在



凡例

- 木造住宅密集地域
- 行政区域境界線
- 河川・海

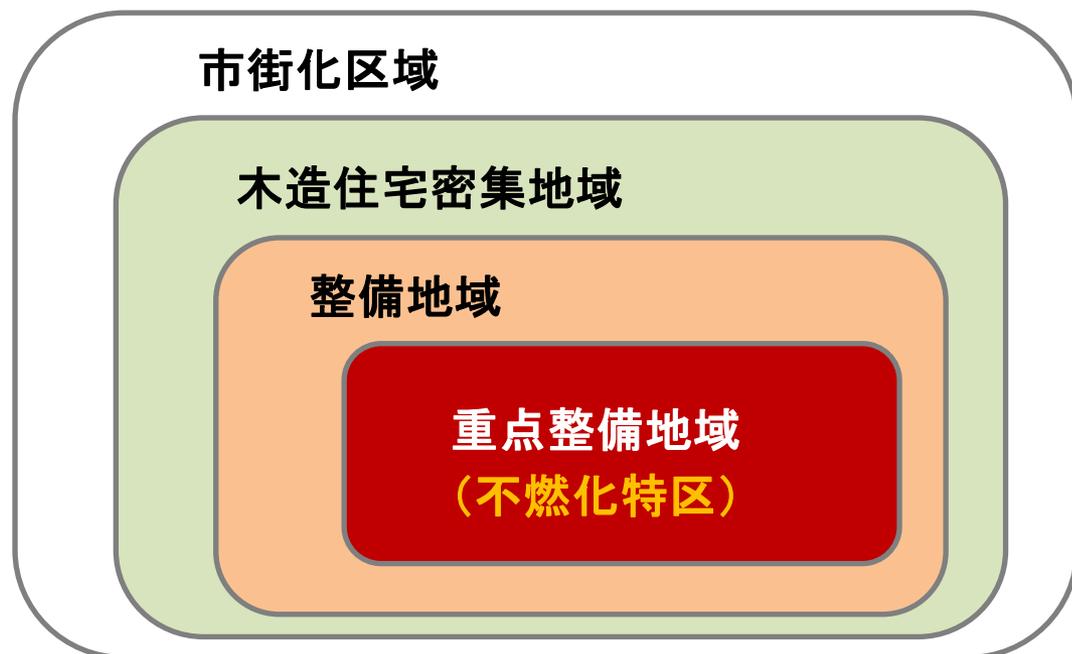
昭和55年以前に建築された木造建築物の老朽化により、多摩部にも存在

0 5 15km

4. 木造住宅密集地域の概要

○ゾーニングの基本的な考え方

- ・首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、効率的・効果的に市街地の防災性の向上を図るため、施策の対象区域を市街地の震災に対する危険性に応じてゾーニングし、危険性の高い地域から優先的に整備を推進していく。



整備地域

震災時に特に甚大な被害が想定

重点整備地域

→不燃化特区

更に踏み込んだ取組を行う

※整備地域選定の基準

地域危険度のうち、建物倒壊危険度5及び火災危険度5に相当し、老朽木造建築棟数が45%以上の町丁目を含み、平均不燃領域率が60%未満である区域及び連担する区域

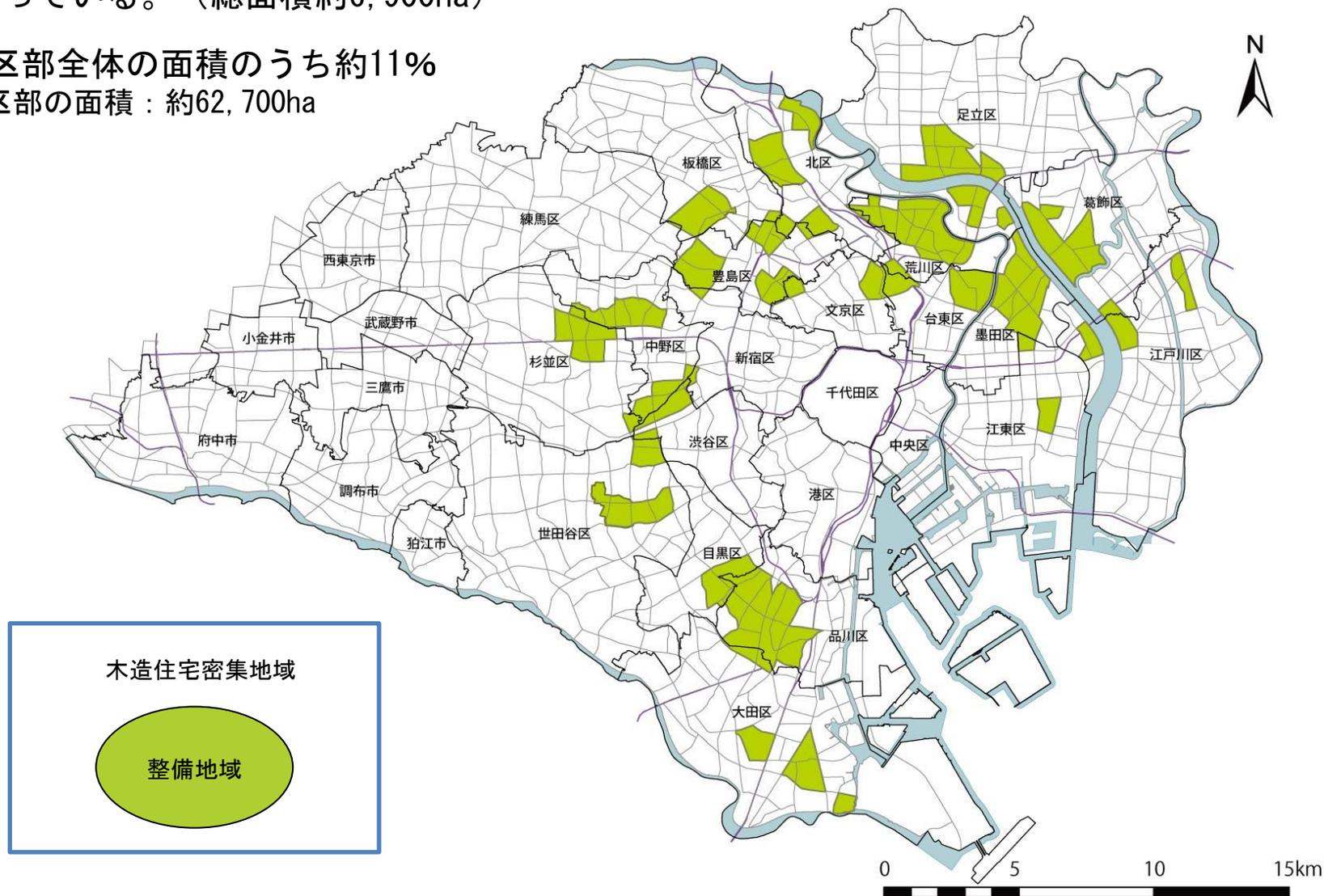
4. 整備地域の指定

○整備地域

木造住宅密集地域の中で、大きな被害が想定される地域（整備地域）は、山手線外周部を中心に広がっている。（総面積約6,900ha）

⇒区部全体の面積のうち約11%

※区部の面積：約62,700ha



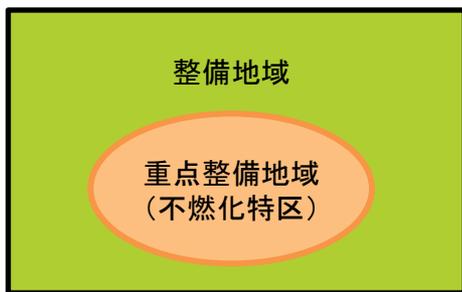
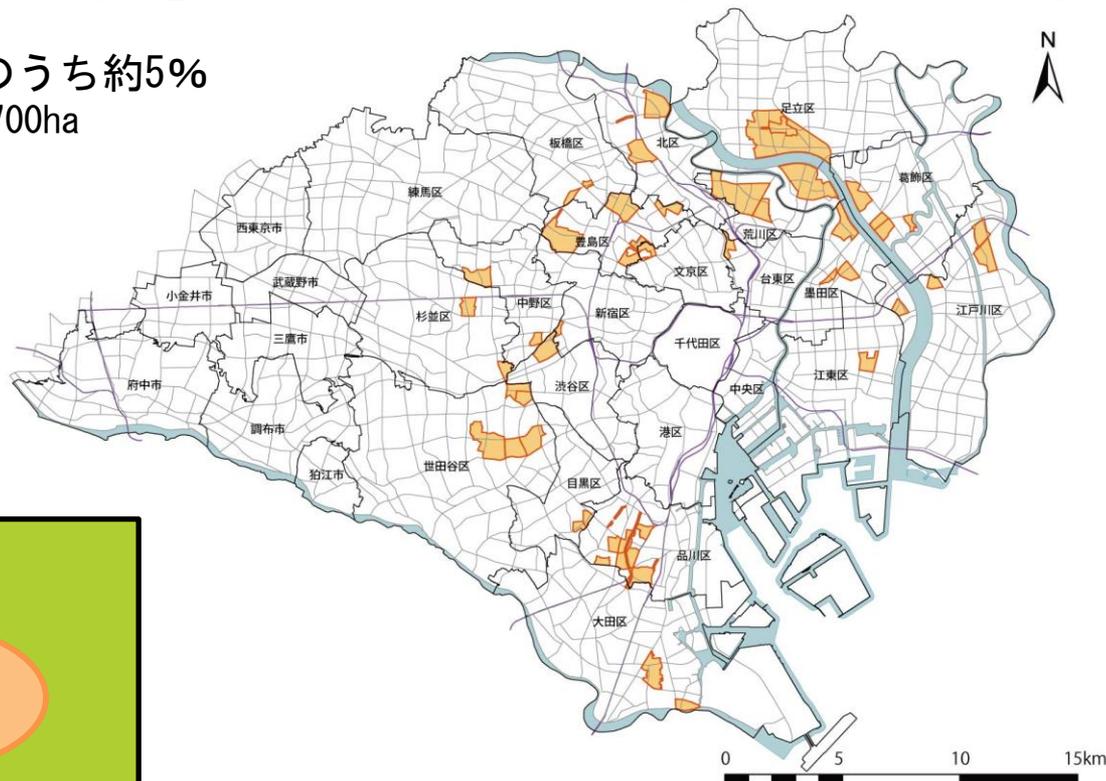
4. 重点整備地域の指定

○重点整備地域（不燃化特区）

整備地域の中で、特に大きな被害が想定され、早急に改善が必要な地域（重点整備地域（不燃化特区））は、山手線外周部を中心に広がっており、整備地域よりエリアは狭い。（約3,200ha）

⇒区部全体の面積のうち約5%

※区部の面積：約62,700ha



※重点整備地域

約3,100ha

(平成28年度)



中野区、北区等にて増加

約3,200ha

(平成29年度)

不燃化特区：区の申請に基づき、都が指定

4. 市街地の整備の方針

市街地の整備の方針と取組

○整備目標

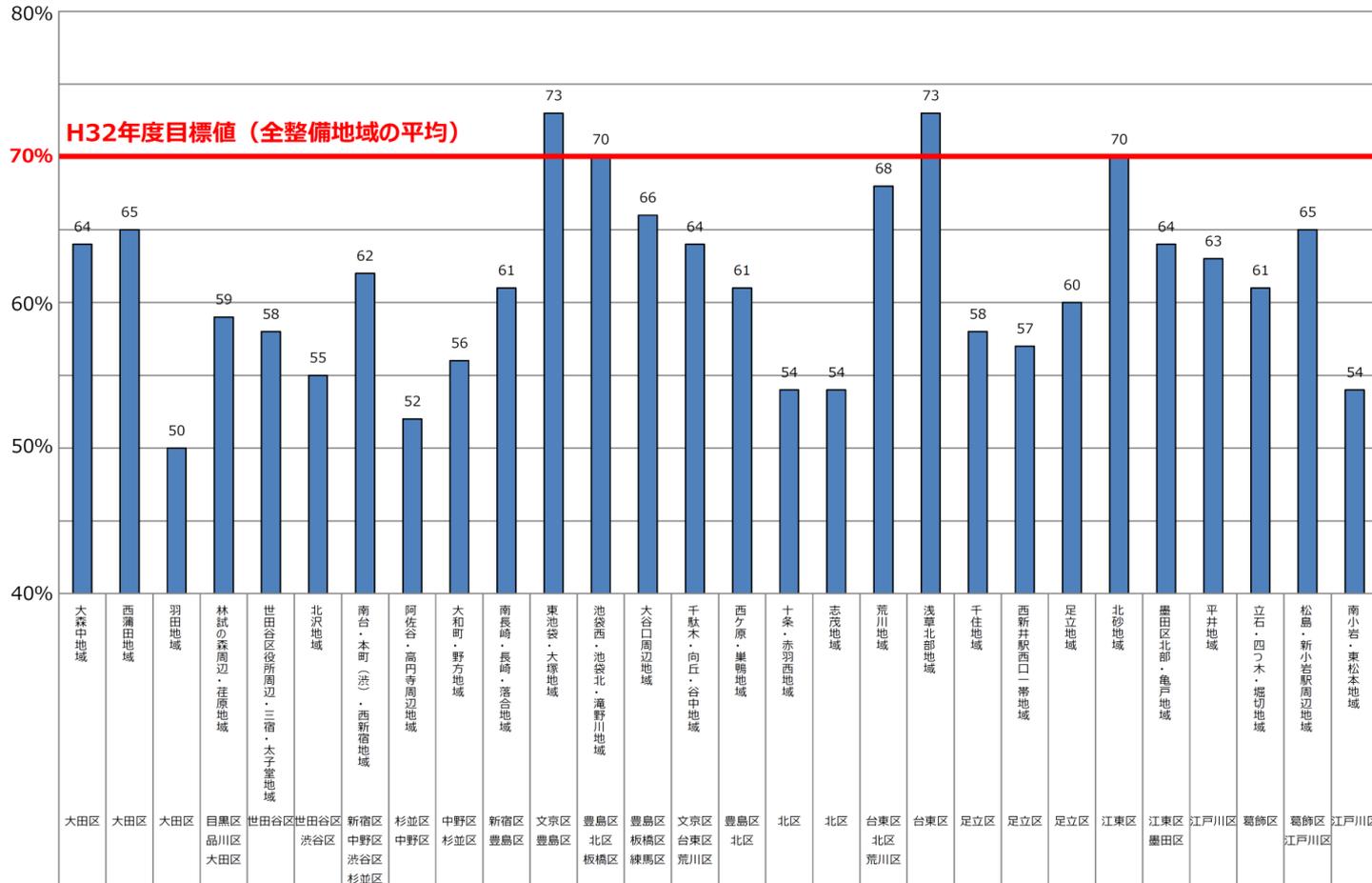
- ・平成32年度までに全ての重点整備地域の不燃領域率を70%以上
整備地域の不燃領域率を70%
- ・平成37年度までにすべての整備地域の不燃領域率を70%以上

○主な取組

- ・整備地域ごとに、防災生活道路の道路網計画を区と共に策定し、整備プログラムに位置付け
- ・防災生活道路の整備により、沿道建築物の建替え等を促進。不燃領域率の向上を図ると共に円滑な消火・救援活動や避難の空間の確保
- ・地域特性に応じた建蔽率や道路斜線の緩和、まちづくり手法の活用や共同化等の取組により、建替えを促進
- ・整備地域では新たな防火規制区域の指定、敷地面積の最低限度の設定や防災街区整備地区計画又は地区計画の策定
- ・特定整備路線について、生活再建支援等により道路の整備を促進

4. 整備地域別の整備状況

○不燃領域率の現状（整備地域別）



※整備地域内の不燃領域率

58%
(平成23年)



62%
(平成28年)

5. 避難場所等の概要（23区）

○概要

震災時に拡大する火災から都民を安全に保護するため、区部の避難場所、地区内残留地区及び避難道路を、東京都震災対策条例第47条及び第48条に基づき、都が指定している。

○根拠法令（東京都震災対策条例）

第四十七条（平成12年12月22日条例第202号）

知事は、震災時に拡大する火災から都民を安全に保護するため、広域的な避難を確保する見地から必要な避難場所をあらかじめ指定しなければならない。ただし、火災の拡大するおそれのない地区については、避難場所を指定しないことができる。

第四十八条

知事は、広域的な避難を確保する見地から震災時に都民が避難場所に安全に避難するため必要な避難道路をあらかじめ指定しなければならない。

○沿革

昭和47年7月	条例に基づく指定
昭和54年4月	第1回指定
昭和60年4月	第2回指定
平成4年5月	第3回指定
平成10年3月	第4回指定
平成14年12月	第5回指定
平成20年2月	第6回指定
平成25年5月	第7回指定
平成30年6月	第8回指定

5. 避難場所等の概要（23区）

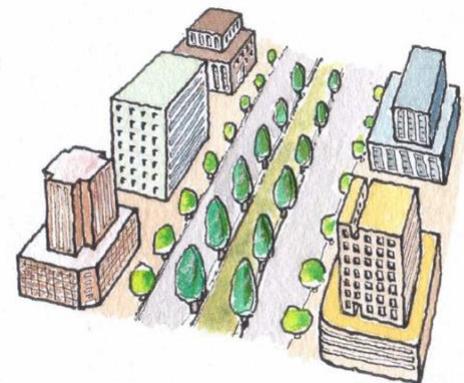
○避難場所

東京都区部の避難場所は、地震火災から住民の生命を守るため、火災が鎮火するまで待つ場所として指定



○地区内残留地区

地区の不燃化が進んでおり、万が一火災が発生しても、地区内に大規模な延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない区域



○避難道路

震災時に避難場所まで遠距離避難を余儀なくされる地域等にお住いの方が、指定された避難場所へ安全に避難するため、指定した道路



5. 避難場所等の確保及び指定の方針

避難場所等の確保及び指定の方針

○指定目標

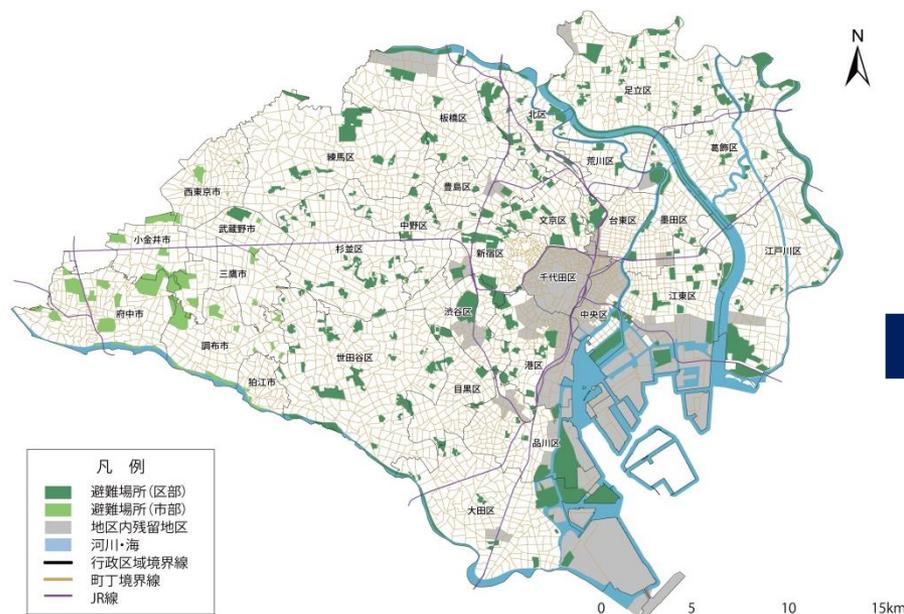
- ・平成32年度までに避難有効面積が不足する避難場所を解消
- ・平成32年度までに避難距離が3km以上となる避難圏域を解消
- ・平成37年度までに、引き続き避難場所等の新規・拡大の指定を促進
- ・避難場所に存する都有施設等の公共建築物の耐震化を促進し、都立公園等の避難場所においては防災関連設備等の充実を図り、安全性や利便性の向上を図る。

○主な取組

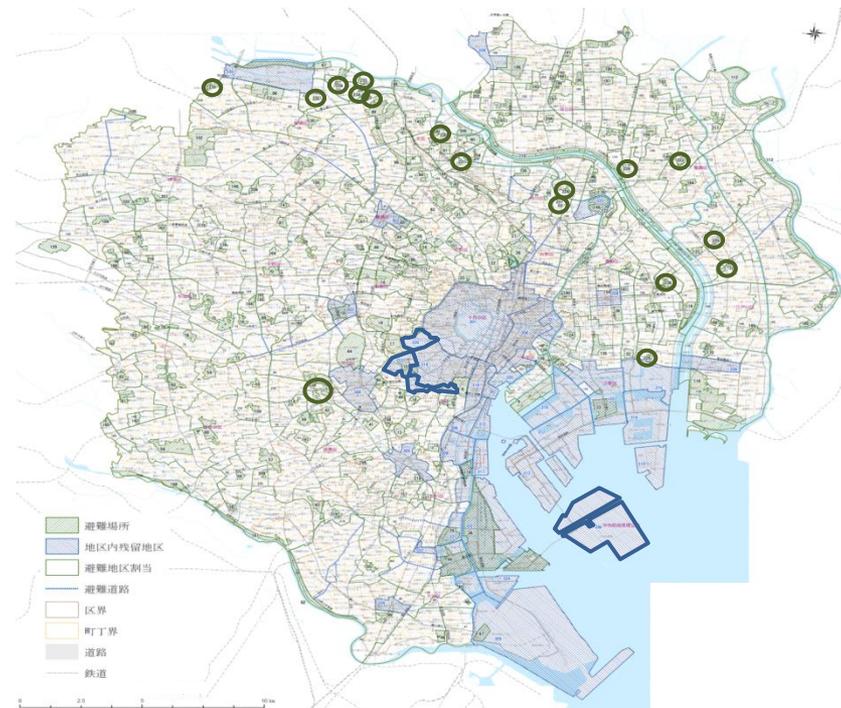
- ・避難場所としての要件を満たした場所は、新規・拡大避難場所として確保
- ・不燃化の進展により、広域的な避難を要しない地区内残留地区の指定、民間建築物の耐震化の促進による地区内残留地区の安全性の向上
- ・避難場所及び地区内残留地区の新規又は拡大指定に伴い、避難道路を見直し、指定

5. 避難場所等の最新の指定状況

○指定図



H28推進計画改定時
 避難場所197か所
 地区内残留地区34か所 約10,000ha



H30第8回見直し
 避難場所213か所
 地区内残留地区37か所 約11,000ha

※避難有効面積が不足していた避難場所を解消